

## 宇佐神宮御鎮座 1300 年ロゴマーク使用要領

### 第 1 (趣旨)

この要領は、宇佐神宮御鎮座 1300 年を県内外に広め、本県の認知度を高めることを目的に、民間企業等がロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 第 2 (使用届)

ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ電子申請システムに必要な書類を添付して、大分県知事（以下「知事」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大分県部等設置条例（昭和 27 年大分県条例第 71 号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- (2) 公益社団法人ツーリズムおおいたが使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。
- (4) その他知事が適当と認めるとき。

### 第 3 (届出の受理)

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) その他知事が不適當と認めたとき。

### 第 4 (使用料)

使用料は無料とする。

### 第 5 (使用の際の遵守事項)

ロゴマークの使用にあたっては、ガイドラインの適用を遵守すること。

## 第6（使用の禁止）

ロゴマークの使用方法等について、知事が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

## 附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年12月2日から施行する。